

自賠責保険事業に係る認可について

平成26年1月

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社の自賠責保険事業の参入について

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社においては、平成25年11月13日をもって保険業法に基づく損害保険事業の免許を取得したところであるが、今般、自動車損害賠償責任保険事業に参入したいとして、保険業法第123条第1項の規定に基づき基礎書類（事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書）の変更認可申請があったものである。

(参考)

- ① 事業方法書・普通保険約款の審査基準（保険業法第5条第1項第3号）
 - ・保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険契約を受け取るべき者その他の関係者（以下「保険契約者等」という。）の保護にかけるおそれがないものであること。
 - ・保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
 - ・保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - ・保険契約者等の権利義務その他保険契約者の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - ・その他
- ② 保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準（保険業法第5条第1項第4号）
 - ・保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
 - ・保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ・その他
- ③ 保険料率及び共済掛金率の基準（自動車損害賠償保障法第25条）
 - ・責任保険の保険料及び責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内できる限り低いものでなければならない。

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社の概要

<p>アメリカンホーム医療・損害保険株式会社は、A I G ジャパン・ホールディングス株式会社の子会社として設立された損害保険会社であり、損害保険を提供する保険会社として、平成25年11月13日に免許を取得した。</p> <p>1. 会社の概要</p> <p>(1) 名 称 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 (2) 本店所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号 (3) 設立日 平成25年 7月 1日（準備会社の設立日） (4) 免許取得日 平成25年11月13日 (5) 営業開始日 平成26年 4月 1日 (6) 資本金 10億円 (7) 出資者 A I G ジャパン・ホールディングス株式会社 （100.00%） (8) 代表取締役 橋谷 有造</p>	<p>2. 現在認可を取得している損害保険の種類</p> <p>火災保険、傷害保険、自動車保険、賠償責任保険、動産総合保険、盗難保険</p> <p>3. A I G ジャパン・ホールディングス株式会社（親会社）の概要</p> <p>(1) 本店所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号 (2) 代表取締役社長兼CEO ロバート・L・ノディン (3) 事業概要（平成25年9月期）</p> <table><tbody><tr><td>①経常利益</td><td>64億円</td></tr><tr><td>②中間純損失</td><td>△8億円</td></tr><tr><td>③総資産</td><td>1兆3,923億円</td></tr><tr><td>④純資産</td><td>1,167億円</td></tr></tbody></table>	①経常利益	64億円	②中間純損失	△8億円	③総資産	1兆3,923億円	④純資産	1,167億円
①経常利益	64億円								
②中間純損失	△8億円								
③総資産	1兆3,923億円								
④純資産	1,167億円								